

第 74 回国民体育大会高萩市弁当調達要項

1 目的

この要項は、第 74 回国民体育大会高萩市宿泊基本計画に基づき、第 74 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員並びに視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に提供する弁当の調達に関する必要な事項を定める。

2 実施方法

いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等と十分連絡調整を図り、協力を得て大会参加者等の弁当調達業務を実施するものとする。

3 弁当調達計画

大会に係る弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し弁当調達計画を作成する。

4 対象及び弁当調達期間

- (1) 選手、監督、視察員及び報道員（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間、役員等については大会業務に従事する期間とする。

5 弁当調製施設の指定及び取り消し

- (1) 実行委員会は、別に定める基準に基づき弁当調製施設の指定を行う。
- (2) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法等の関係法令に基づき、許可を取り消され、又は営業の全部若しくは一部を禁止され、若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - イ 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - ウ 弁当の調理を第三者に委託したとき。
 - エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

7 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。